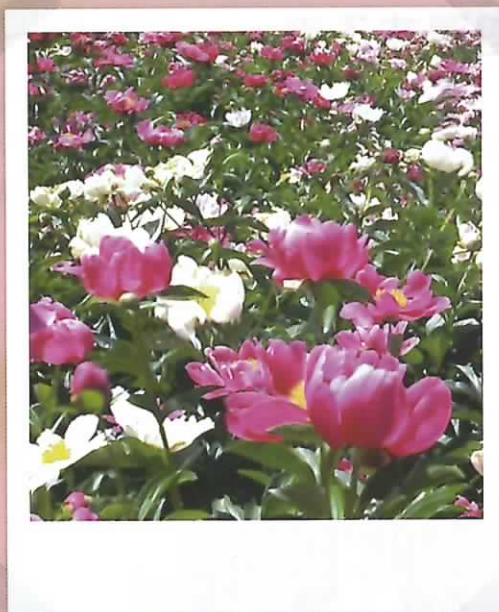


福祉の職種について

vol.4



保育系の仕事・職種
介護系の仕事・職種
相談・援助・調整系の仕事・職種
保健医療系の仕事・職種
栄養・調理系の仕事・職種
運営・管理系の仕事・職種
社会福祉協議会の仕事・職種
行政の相談所の仕事・職種



保育系の仕事・職種

◆ 保育士

児童福祉施設で、子どもたちの保育にあたるのが保育士です。

子どもの保育を行う代表的な職場は保育所で、保育士の9割が保育所で働いています。

保育所での保育士の仕事は、子どもたちに食べる、眠る、排泄するなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、遊びの面からは集団活動を通して社会性を養うことです。また子育てについてのアドバイスを行うことも大切な役割です。

最近の保育所には、産休明け保育、乳児保育、障害児保育、延長保育、夜間保育などの多様なサービスの提供や、地域の子育て支援の役割も期待されるようになっており、保育士の仕事も拡大してきています。

保育所以外の児童福祉施設である乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児施設でも保育士は活躍しています（児童自立支援施設の保育士にあたる人は児童生活支援員と呼ばれています）。平成18年10月（群馬県では平成18年12月）より保育所と幼稚園の特徴を生かした認定こども園制度もスタートしています。

乳児院や児童養護施設は、子どもたちが生活する施設なので、子どもたちの親代わりとして起床から就寝までの生活全般の世話や、教育、しつけ、社会的な自立の援助など「養護」の側面が強くなります。障害児のための施設では介護・援助・指導などの側面が、また児童自立支援施設では教育・指導・保護・更正などの要素が含まれてきます。

これらの施設では子どもの家族への連絡、学校や児童相談所など関係機関、地域との連携も大切な仕事になっています。

◆ 児童の遊びを指導する者

「児童の遊びを指導する者」とは従来は「児童厚生員」と呼ばれていた職種です。

児童館、児童センターなどの児童厚生施設で遊びを中心に指導を行い、児童の自主性や社会性・創造性を高め、地域で児童が健全に育つよう援助します。子ども会や母親クラブなど地域の団体の活動も支援します。



介護系の仕事・職種

◆ 施設や病院の介護職(ケアワーカー、ケアスタッフ、介護職員、介助員)

高齢者福祉施設や障害者福祉施設などの社会福祉施設、老人保健施設や療養型病床など病院や医療施設で働く介護職は、高齢者や障害者の日常生活の自立を支援するサービス提供の中心を担う職種です。食事や入浴、排泄、衣服の着脱や移動など、利用者の生活全般にわたって必要な援助を行います。また、散歩や買い物を援助したり行事やレクリエーションを実施することや、利用者の家族に介護方法のアドバイスをすることも大切な仕事です。

この職種に対応する国家資格として介護福祉士があります。

介護福祉士でなければこの職種につけないわけではありませんが、介護福祉士・訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修の2級課程修了を要件とする求人が増えています。

◆ 訪問介護員(ホームヘルパー)

訪問介護員は、在宅の高齢者や障害者宅を訪問して、介護サービスや家事援助サービスを提供する職種です。介護サービスとは食事や入浴、排泄、衣服の着脱や移動などの支援です。家事援助サービスとは、調理、洗濯、掃除、買い物などの援助や代行です。利用者本人や家族への精神的ケアを行うほか、家族に介護の技術的な指導を行うことも大切な仕事となっています。

在宅生活の支援は、さまざまな専門職や機関によるサービスを組み合わせて行われます。そこで訪問介護員も単に自分に与えられた仕事を行うだけでなく、他職種の業務や各種の制度についての基本的知識や連絡、調整能力も求められるようになってきています。

介護保険制度の訪問介護事業を実施している法人はさまざま、従来から中心的に担ってきた市町村社会福祉協議会、その他の社会福祉法人に加え、医療法人、営利法人、生協、農協、NPOなどがあります。

訪問介護員になるには、都道府県や市町村をはじめ、各種の団体で実施している訪問介護員養成研修を修了することが必要です。

訪問介護員養成研修は、3級課程（50時間）から受講できますが（平成21年度をもって廃止されます。）、2級課程（130時間。3級修了者は104時間。）から受けることもできます。1級課程は2級課程修了者が受講することができます（研修時間は230時間）。

なお、介護福祉士資格取得者は、1級課程修了とみなされるため、この養成研修を受ける必要はありません。

また、介護職員基礎研修を受講するコースも新たに設けられています。（500時間）

相談・援助・調整系の仕事・職種

利用者への相談援助や関係機関との調整を行う職種です。

相談援助の専門技術を活用するため総称してソーシャルワーカー、ケースワーカーなどと呼ばれることもあります。分野によって仕事の範囲、法令上の名称が異なります。また、各職場で仕事の範囲や役割が違ったり、独自の呼称が設けられていることも多くあります。

＜社会福祉施設、事業所での相談・援助・調整系の仕事＞

- ・高齢者福祉施設、障害者福祉施設……………生活相談員、生活支援員
- ・介護保険事業を行う高齢者福祉施設、在宅サービス事業所……………介護支援専門員
- ・知的障害者授産施設・更生施設……………作業指導員
- ・多くの身体障害者施設と一部の児童福祉施設……………職業指導員
- ・児童福祉施設……………児童指導員
- ・母子生活支援施設……………母子指導員、少年指導員

＜行政の相談所での相談・援助・調整系の仕事＞

- ・行政の相談所等の相談員

＜社会福祉協議会での相談・援助・調整系の仕事＞

- ・福祉活動専門員、地域福祉活動コーディネーター、ボランティアコーディネーター

＜医療機関等での相談・援助・調整系の仕事＞

- ・医療ソーシャルワーカー、精神医療ソーシャルワーカー

◆ 生活相談員、生活支援員

主な職場は、高齢者福祉施設、障害者福祉施設です。

介護職員が配置されている施設では1～2名と配置が少なく、利用者の方の相談援助のほかに、入退所の手続きや家族との連絡調整、サービス計画立案などを主業務としています。

介護職員が配置されていない施設では、直接利用者の生活援助や訓練にあたります。

なお、実際の求人では社会福祉主事任用資格を求める場合も多く、さらに最近では社会福祉士資格を採用条件にする職場が増えています。

社会福祉主事任用資格が必要とされる職場は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、身体障害者療護施設、救護施設、更生施設です。

◆ 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護支援専門員は、介護保険事業を行う高齢者施設・居宅サービス事業所で、ケアプラン（介護支援計画）を作成し、連絡調整を行う職種です。

職場は、施設と居宅（在宅）サービス事業所の2系統にわかれます。

施設…特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型施設

居宅…訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、グループホーム、訪問入浴等

介護支援専門員は、保健・医療・福祉の各種専門資格及び実務経験を有する者の中から養成するという考え方ですので、まず、これらの資格を取得し、5年間（ベースとなる資格によっては10年間）の実務経験を積むことが必要です。

このうえで、介護支援専門員実務研修を受けるための試験（介護支援専門員実務研修受講試験）を受験・合格し、研修を修了することが必要です。

